



復興まちづくり協議会・地権者連絡会 ニュースレター

復興まちづくり協議会・地権者連絡会を開催しました

開催日	平成28年12月6日（火）
時 間	18：30～20：30
場 所	南三陸国道事務所2階大会議室
参加人数	33人
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事進捗状況及びスケジュールについて <ol style="list-style-type: none"> ① 片岸地区復興まちづくり計画の進捗状況の概要 ② 宅地引渡しスケジュールについて ③ 復興公営住宅について 2. 宅地引渡し可能時期のお知らせについて 3. 宅地品質の考え方について 4. 土地区画整理事業の換地処分に向けたスケジュール（案）について 5. 町界、町名の変更と住居表示について 6. 住宅再建に係る補助制度について 7. 片岸産業道路整備事業について 8. 鶴住居川水門・片岸海岸防潮堤について 9. 県道吉里吉里釜石線について



当日は、これらの議題について担当より説明しました。工期に遅れが生じたことにより、復興公営住宅戸建19戸への入居予定時期が遅れたことにつきまして、片岸地区の皆さまにお詫びを申し上げ、その理由について説明しました。出席された皆さまからは、排水路や防火水槽などに関する様々なご意見をいただきました。

これ以上の遅れが生じないよう、工事を進めるとともに、頂いたご意見を反映できるよう今後も取り組んでまいります。

議題の概要

復興公営住宅の建築スケジュールについて



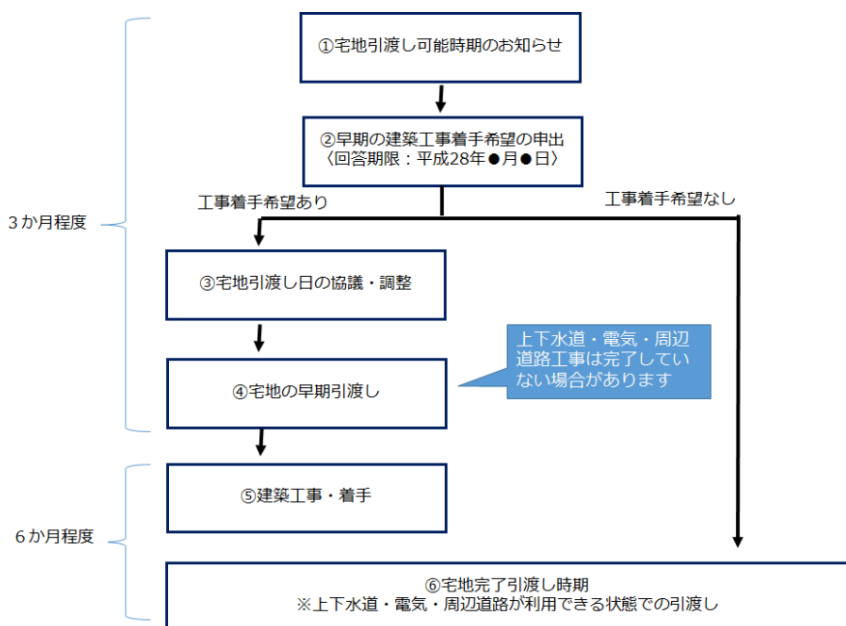
平成28年3月に開催したまちづくり協議会で説明させていただいたブロックごとの宅地引渡しスケジュールに変更はありませんが、復興公営住宅戸建19戸の入居スケジュールに遅れが生じました。
【別資料15～18ページ】

以下の理由により、復興公営住宅建設予定地周辺の宅地造成及び復興公営住宅の建築スケジュールに影響し、入居予定が平成29年7月から約4ヶ月遅延し、平成29年11月になります。

復興公営住宅の建築スケジュールの遅れる主な理由

- ・ 区画整理事業における建物移転及び移転先の整備計画等の協議期間による遅延
- ・ 敷地が傾斜地のため、二次整地としての擁壁設置に伴う工事期間の精査及び、擁壁による各戸建宅地への工事進入路の制限等に伴うインフラ整備と住宅建設工事調整期間の精査による遅延

宅地引渡し可能時期のお知らせについて

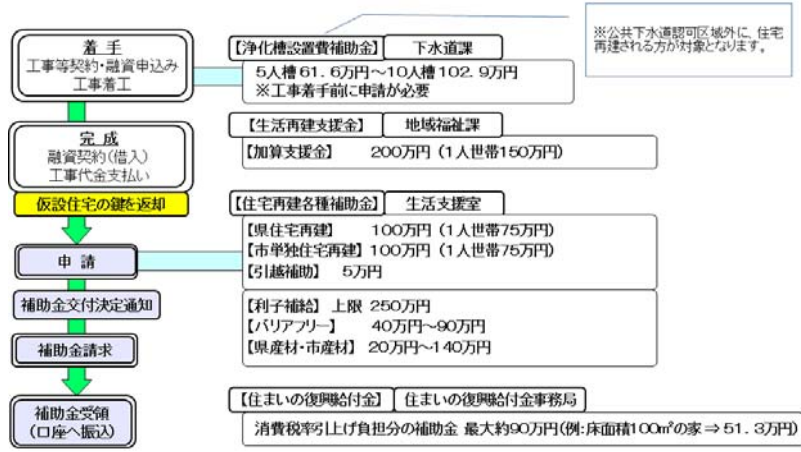


早期に建築工事に着手していただくため、宅地引渡しを2段階で行う予定です。
【別資料19～20ページ】

1. 宅地の早期引渡しの約3ヶ月前を目処に、「①宅地引渡し時期のお知らせ」を文書で郵送させていただきます。
「②早期の建築工事着手希望の申出」があった場合については、宅地引渡し日の協議・調整を行い、「④宅地の早期引渡し」を行います。この時点では上下水道・電気・周辺道路工事は完了していません。
2. 「④宅地の早期引渡し」後、建築工事に着手していただいている間（6ヶ月程度）に、上下水道・電気・周辺道路が利用できる状態とし、住宅に住まわれる頃に、「⑥宅地完了引渡し時期」を迎えることとなります。

住宅再建に係る補助制度について

住宅再建補助金の手続き



補助制度は世帯によって、また該当する制度によって受給できる金額がそれぞれ異なります。

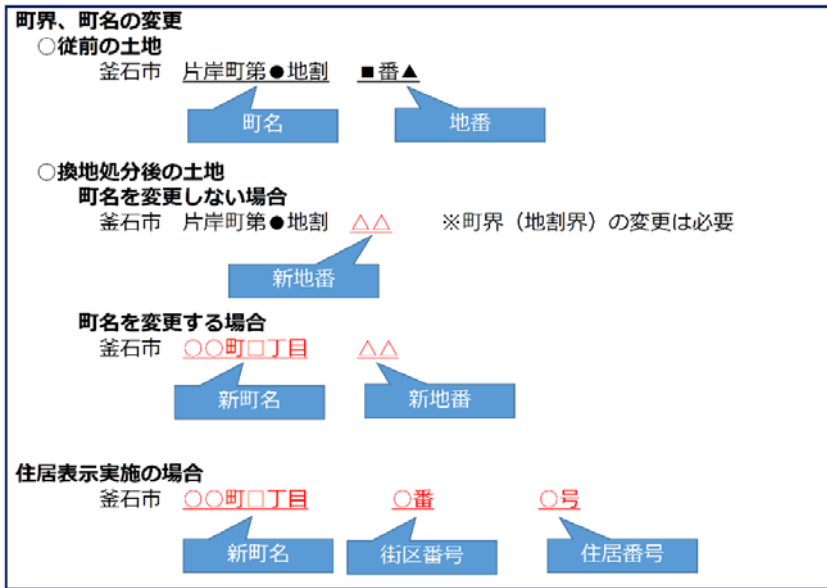
補助金について、金額は最大値でお示ししております。

【別資料 P36～P38 にも同内容が記載されていますのでご覧ください。】

※詳しいお問い合わせは、下記の連絡先へお願いいたします。

- ・住宅再建の相談窓口
市生活支援室 TEL 0193-22-2111 (内線 436)
- ・生活再建支援金
市地域福祉課 TEL 0193-22-0177
- ・浄化槽設置費補助金
市下水道課 TEL 0193-22-1061
- ・すまいの復興給付金
すまいの復興給付金事務局 TEL 0120-250-460

町界、町名の変更と住居表示について



町界、町名変更の必要性

区画整理事業により、新たに道路や公園等を整備し、土地の形状を整えたことにより、元々の道路、河川、水路等に沿って定めた町界(地割界)線が実態にそぐわなくなっています。

そこで、区画整理事業の換地処分に合わせ、事業により整備した道路等で町界線を引き直す「町界の変更」を行う必要があります。

また、地番についても町界線を引き直した後、すべての土地について町ごとに順序よく新しい地番が振り直されます。したがって、町名が変更されない地域についても、すべての土地の地番が変更対象となりますので、地区内の皆さまの住所(所在地)の表示が変更されます。

住居表示とは

住居表示は、次の2つの工程を経て、住所をわかりやすく表そうとするものです。

○町界・町名の合理化
わかりにくい町界と町名を、わかりやすいものにする

○街区番号と住居番号の設定
地番に代えて、住所を表すための番号を設定する。

これまで、町地割・地番を住所としていた地域で住居表示を実施すると、○○町△番□号というように、新町名・街区番号・住居番号の3つで住所が表示されることになります。

平成29年度に説明会を開催し、住居表示を実施するかどうか、皆さまと協議を行う予定です。

このような意見をいただきました

- 防潮堤を横断して大槌湾に繋がる排水路のはけ口の設置場所は、砂が最も堆積するところである。当初計画では、そこに排水路のはけ口を造らない予定ではなかったか？

排水路のはけ口の設置場所は、背後にある沢の位置など地形を確認し、水の集中する箇所を見極めて決定しました。砂が堆積し、はけ口が塞がらないよう、しっかり管理を行います。



- 排水路のはけ口の位置は、防潮堤を抜けてすぐのところ終わるのか？それとも、海側まで伸ばすのか？

砂がどのように定着するか、それによって防潮堤を横断した後の排水路のはけ口をどこまで伸ばすかなど、今後、専門家や地元の皆さまと相談し、慎重に検討してまいります。

- ゴミ箱の設置は、市で負担してもらえるのか？

町内会負担無しで、市が購入したものを町内会へお貸しする形で考えております。設置数に関しては、震災前の数を確保できないかもしれませんが、必要数を算出し、効率的な配置を考えて行ってまいります。どこにどのくらいの間隔でゴミ箱を設置するかなどを検討し、地元の皆さまと相談しながら進めてまいりたいと思います。

- 片岸地区は水が豊富であるため、かつては国道沿いの水路や井戸を利用して、消火活動を行っていた。当初、地下水を利用した防火水槽を設置するという話であったが、検討は進んでいるのか？

設置箇所については、消防水利の設置基準に則って、防火水槽と消火栓が住宅地を網羅できるように配置する計画です。以前よりアドバイス頂いている不動沢の地下水や井戸水を利用した消防水利については、現在、市とURにおいてどのような形で設けるか検討し、地元の皆さまと一緒に設置場所を決めていきたいと思っております。

復興事業については、できる限り皆さまの期待に応えられるよう進めていきたいと思っております。今後も1日も早い工事の完成に向け全力で取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。



復興計画の事業進捗等については「広報かまいし」や市のホームページでも公開しています。あわせてご覧ください。

協議会等に関するお問い合わせ

釜石市復興推進本部

TEL: 0193-22-2111 (内線 119)

FAX: 0193-22-2686